

企業年金の財政運営における弾力化に関する要望

昨今、企業年金の資産運用におけるボラティリティは大幅に増大していることから、こうした実態を踏まえた財政運営ルールの構築が望まれるところであります。

また、平成19年度における厚生年金基金および確定給付企業年金の資産運用は、総じてみればマイナス10%を下回る厳しい結果となっております。

こうした中で、企業年金の財政運営を長期的な視点で行っていく必要があることから、厚生年金基金および確定給付企業年金について弾力化措置が実施されるよう、要望事項を次のとおり取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

1. 掛金の設定方法の適正化について（厚生年金基金）

代行部分に係る債務変動を勘案したうえでの掛金計算

企業年金における掛金は、将来にわたり財政均衡を保つように計算することとされている。

こうした観点から、代行部分を有する厚生年金基金の掛金の設定においては、「厚生年金本体の実績利回りが最低責任準備金の付利計算に適用される時期に遅れ（最大1年9ヶ月）があるが、代行部分について確定している将来の債務の増減額を織り込んだうえで掛金を計算する」といった方法とされたい。

2．継続基準の弾力化について（厚生年金基金、確定給付企業年金）

許容繰越不足金の拡大

昨今、運用利回りの変動幅が増大していることを踏まえ、平成19年度および平成20年度の2年間の経過措置として、許容繰越不足金を拡大されたい。

継続基準抵触時の掛金計算の見直し

継続基準に抵触した（責任準備金に対する不足額が許容繰越不足金を超えた）場合、不足額の全額を償却するよう掛金計算を行うこととされているが、少なくとも5年に一度は財政再計算によりこれらの不足額は全額解消されることから、次の財政再計算までの間においては一定の不足額の許容は認めるという考えの下、許容繰越不足金を超える不足額についてのみ、掛金（特別掛金）の計算対象とすることもできることとされたい。

3．非継続基準の弾力化について（厚生年金基金、確定給付企業年金）

予定利率の幅の拡大

前記同様、昨今、運用利回りの変動幅が増大していることを踏まえ、平成19年度および平成20年度の2年間については、非継続基準の予定利率に乗じる率（0.8～1.2）について、その幅を拡大されたい。

回復計画における将来予測に用いる利回りの適正化

厚生年金基金の場合、回復計画の作成において、最低責任準備金の将来予測に用いる利回りは、厚生年金本体の実績利回りの直近実績等を下限としている。このように、現行ルールはある一時点の実績に基づくものであることから、ボラティリティ拡大の影響を強く受ける。

こうしたことから、平成21年度から実施する回復計画において、計画2年目以降の最低責任準備金の予測に用いる利率の適用ルールについては、中長期的な観点に立った合理的なルールとされたい。

4. 財政基準の適用猶予について（厚生年金基金、確定給付企業年金）

財政計算に基づく掛金適用の猶予

平成14年度および平成15年度において行われたように、平成20年3月31日から平成21年3月30日までのいずれかの日を基準日とする財政計算に基づく掛金については、掛金引上げの適用時期を遅らせることについて、平成21年4月1日までに代議員会で議決した（規約型企業年金においては必要な同意を取り付けた）場合においては、平成22年4月1日まで適用を猶予でき、さらに、平成22年4月1日以降の掛金についても、平成27年4月1日までの間で段階的に引き上げることができることとされたい。

平成20年7月10日

企業年金連合会
理事長 徳 永 哲 男

厚生労働省年金局長
渡 邊 芳 樹 殿